

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1254

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める機関は、薬事課、財務事務所、環境放射線監視センター、保健所、食肉衛生検査所、各種研究所、<u>清水技術専門校、農林大学校</u>、畜産経営環境技術センター又は家畜保健衛生所（病理研究業務を処理する課に限る。）とする。</p> <p>(職業訓練等手当)</p> <p>第9条 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める機関は、次の各号に掲げる機関とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>農林大学校</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める機関は、薬事課、財務事務所、環境放射線監視センター、保健所、食肉衛生検査所、各種研究所、畜産経営環境技術センター又は家畜保健衛生所（病理研究業務を処理する課に限る。）とする。</p> <p>(職業訓練等手当)</p> <p>第9条 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める機関は、次の各号に掲げる機関とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。